

主税局都民の声窓口に寄せられた都民の声(令和4年1月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	2	3	1	6	1,492	5	1,509

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(令和4年1月分)

▶(都民の声)所得税の確定申告様式を都庁で配布しているか知りたい。

(回答)所得税の確定申告様式については、例年1月末頃から主税局(第一本庁舎22階北側及び南側)で配布を行っておりますが、代表的な様式のみのご用意となります。

その他の様式の入手や申告内容等のご相談につきましては、管轄の税務署までお問い合わせください。

▶(都民の声)住宅用地の特例措置について教えてほしい。

(回答)1月1日現在、住宅の敷地として利用されている土地(住宅用地)については、課税標準の特例措置が適用されます(地方税法第349条3の2)。

なお、土地の利用状況に変更があった場合等には、翌年の1月31日までに「固定資産税の住宅用地等申告書」を土地が所在する区にある都税事務所へ提出する必要があります(都税条例第136条の2)。

詳しくは以下のURLをご覧ください。

トップページ <税金の種類> <固定資産税・都市計画税(土地・家屋)>

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/kotei_tosi.html#ko_02_02